OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	企業活動における国際人権基準の履行確保ー国際人権法の越境的実施ー
Author(s)	菅原, 絵美
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/52224
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　菅原　絵美　）	
論文題名	企業活動における国際人権基準の履行確保―国際人権法の越境的実施―

本論文は、国際社会のなかで関心の高まっている「ビジネスと人権(business and human rights)」と呼ばれる問題群に対する、国連を中心とした国際人権保障機関による実行を研究の対象とする。国際人権法の実施は、国家主権の尊重（内政不干渉）との緊張関係が不可避であることから、その展開は段階的かつ重層的であった。歴史的に個人や団体の行為を規律し人権を保障してきたのは国家による国内的実施であり、これを補完するものとして国際人権保障機関による国際的実施が展開されてきた。本論文では、国家が義務を負うことを基本とする国内的実施および国際的実施が問題を抱えるなかで登場してきた、国際人権保障機関が企業活動において国際人権基準の履行を確保しようとする実行を法的に評価することを目的とする。また国際人権保障機関が国家を越えて企業に直接働きかける新たな実行を「越境的実施」と呼び、国際人権法の国際的実施を補完する新たな実施の発展段階として評価できるかどうかについても考察する。

第一に、企業活動における国際人権基準の履行確保を目指した国際的人権保障機関の実行を法的に評価した。

第１章として、国際社会における「ビジネスと人権」への関心の動向を検討した結果、国際人権保障機関は、企業活動における国際人権基準の履行を確保するために、三つのアプローチを講じてきたことが明らかになった。第一に第一義的な責任を負う受入国政府の人権保障義務の強化、第二に本国の自国企業に対する域外的保護義務の認定、第三に企業を名宛人とする規範の形成やその実現のためのモニタリングとパートナーシップの構築である。この三つのアプローチに対し、それぞれ章を設ける形で整理し、法的な検討を行った。

第２章では、国家の人権条約上の義務のなかでも、保護義務の展開を取り上げた。国内的実施について企業活動から人権を保護するために適切なすべての措置をとる義務を締約国は負う。人権の実効的保障という結果が重視される一方で、何をもって「適切」とするのかの手段については締約国の裁量の余地が認められてきた。そのため、条約実施機関は締約国の保護義務の違反を認定する際に難しさを抱えていた。先進的な条約実行を展開する子どもの権利委員会は、企業活動に対する締約国の義務を、結果の義務であるとともに行為の義務であるとし、「何が適切な措置か」を判断するのは締約国という国家が本来有する裁量に制限をかけ、義務履行となる実施措置の内容、すなわち「何が適切な措置か」という範囲（contours）について委員会が具体的な見解を示す。この「適切な措置」を行わなかったことをもって違反と認定するようになった。一方、行為の義務だからといって国家に求められる義務の程度が著しく低くなるわけではない。子どもの権利条約では、締約国は、子どもがその脆弱性ゆえに最も高い程度の保護を必要とするため、より厳しい義務として、委員会が示す具体的な「適切なすべての措置」を「実際に（in practice）」取っているかを問われるのである。

第３章では、受入国が「ビジネスと人権」の問題群に対し国内的実施により対処する困難さを受けて、国際人権保障機関が本国に対して履行を求める、域外で活動する自国企業を規律する国家の義務（域外的保護義務）を検討した。域外的義務を導くため、人権条約では、国際協力の義務からのアプローチと人権条約の管轄の解釈を通じてのアプローチがとられてきたが、前者のアプローチでは個別国家に対して違反認定を行う際に問題を抱えることから、条約実施機関は後者のアプローチに足並みをそろえてきた。管轄の解釈から域外的保護義務を認めるアプローチは、異なる人権条約制度間の相互作用により醸成されてきたため、欧州人権裁判所の判例を確認した。そこでは域外で行われた行為への国家の義務の適用は例外とされ、国家の代理人の権限と支配が及ぶ場合、ある地域に実効的支配が及んでいる場合の限られた場合にのみ認められてきた。これに対し、人権条約の実施機関は、同じく実効的支配の及ぶ域外地域への国家の義務の適用を認める一方、人的適用範囲については、自国企業が域外で人権侵害をする場合も国家の義務を認め、より緩やかな適用を行ってきた。人権条約実施機関の実行をまとめると、本国は「結果の義務」までは求められない一方で、国際法に抵触する管轄権の域外適用に該当しない範囲で、自国企業に確実に人権尊重を求める措置をとる「行為の義務」が求められる。次に、特定の企業の域外での活動を自国の管轄下とするための要件および域外的保護義務の内容が論点となるが、現在までの条約実行にはばらつきがあり、一般化できる段階には至っておらず、今後の課題である。

第４章では、企業活動の人権に対する影響が大きくなるに伴い広がってきた「ビジネスと人権」という問題群に対し、国際人権保障機関が直接の関心を向けてきた実行を検討した。本章では、国際人権法上、企業は人権を保障する義務を負うのか、企業活動のなかで国際人権基準の実現をどのように確保するのか、の二点が問いとなる。国際社会は企業に国際法上の義務を課すためには新たな条約を定立すべきという立法論に立っているが、2003年の人権規範の挫折および2011年の指導原則の承認を受けて、現在のところ、「企業は法的義務を負わない」が、国家の義務とは独立に認められた企業の責任は、取引先を含めたグローバルな事業展開全体で生じる悪影響に対して負うという結論で収束している。ただし、企業に対し人権を保障する義務を課す法的拘束力ある文書を制定しようとする勢力が、2014年7月の国連人権理事会での決議に至ったことに注意が必要である。加えて、国際人権保障機関による企業活動において国際人権基準の履行を確保するためのアプローチが展開されてきた。手段には、モニタリング・アプローチとパートナーシップ・アプローチとがあり、より拘束的な手段で企業の人権侵害者としての消極的側面を阻止しようとする前者と、より自発的な手段で企業の人権保障者としての積極的側面を促進しようとする後者は相互補完的であるといえる。

次に、これまでの法的評価を受けて、国際人権保障機関による越境的実施が国際的実施を補完するために重層的に構築されてきた実行であるか、すなわち、国際的実施において人権の実効的保障の観点から新たな進展が見られるかどうかについて検討した。本論文の検討を通じて明らかになった進展として次の二点がある。

第一に、国内的実施の手段に関して国家が有していた裁量の余地が一段と狭まったことである。国際人権法の国際的実施のなかでは保護義務は人権の保護という結果を実現する義務であり、そのためにどのような措置が適切なのかについての選択は国家に裁量の余地が残されてきた。国際人権保障機関が越境的実施として企業行為のレベルで国際人権基準が履行されるよう関心を向けることで、重層的に展開される国際的実施において、国家に対して求められる義務の程度が高くなり、企業活動を規律するためにとるべき措置について国家裁量の余地が縮小された。すなわち、具体的かつ詳細な義務内容が示され、それら措置が実際に行われていることを求めるなど、予防の義務や即時的義務など比較的高度な保護が必要とされる場合を含め、行為の義務としての側面が強化されてきた。

第二に、自国企業が活動する領域外の地域にも国家の義務が及ぶことが明確になったことである。国家は、第一義的に、自国の領域における国際人権基準の実現に義務を負ってきた。この点も、国際人権保障機関が越境的実施として企業活動のなかで国際人権基準が履行されることを重視するようになった結果、重層的に展開される国際的実施において、国家は自国企業が事業を展開する先である受入国の住民の人権が侵害されぬよう保護する措置を取るよう求められるようになった。こうして、人権条約が適用される範囲を示す「管轄」の解釈を通じて、本国に対し、結果の義務までは求めないものの、行為の義務を求めることで、国際的実施を通じた国家政策への介入の程度が強まった。

以上、国際人権保障機関の越境的実施の展開が、同時に進行する国際的実施にどのような変化をもたらしているのかについて考察した。人権の実効的保障を目指し、国内的実施から国際的実施へ展開する段階で重要であったのは、国家主権の尊重との調整であった。国家の裁量の余地が縮小することに対する抵抗を受け、国際的実施の制度化には長い年月が必要であった。本論文では、国際人権法の越境的実施に注目することで、萌芽の段階ではあるものの、「すべての人」に対する人権の実効的保障の目的を果たすために、国家裁量の余地をもう一歩縮小させる条約実行を確認することができた。このことは、国際人権法の実施が新たな段階に入ったことを示すものである。

繰り返しになるが、本論文で取り上げた国際人権保障機関による企業に対する越境的実施および国際的実施の実行はいずれも萌芽の段階であり、それぞれの論点にはさらなる精緻化および明確化が必要である。これらは今後の研究課題としたい。

様式７

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　菅　原　絵　美　）		
	（職）	氏　名
論文審査担当者	主査　教　授 副査　教　授 副査　准教授	村上　正直 真山　全 内記　香子

論文審査の結果の要旨

本論文は、「ビジネスと人権」と総称される問題群に関し、国連の人権保障機関の実行を中心に分析し、その評価を示すものである。

本論文の第１章「国際社会における『ビジネスと人権』の展開」では、企業の活動に対する国際社会の対応を概観しつつ、その対応の方法の類型として、３つの観点・視点、すなわち、①企業の活動に「第一義的な責任を負う受入国政府の人権保障義務の強化」、②「本国の自国企業に対する域外的保護義務」及び③「企業を名宛人とする規範の形成」の試みと、企業に直接的に人権の促進を促すといった活動であり、そのそれぞれを各章で検討するとする。

第２章「国家の保護義務の『行為の義務』化」では、人権条約上の国家の義務のうち、いわゆる保護義務をとりあげる。筆者は、条約の履行監視機関、特に児童の権利委員会の活動の検討を通じて、国家の義務には、結果として人権が保障される状態を実現することを求める「結果の義務」とともに、とるべき措置の類型を指定する「行為の義務」をも含むように解釈されてきたことを指摘する。手段の選択に認められた国家の裁量の範囲が限定され、「委員会が示す具体的な『適切なすべての措置』を『実際に（in practice）取っているか』」が問われるようになっているという。

第３章「自国企業に対する国家の域外的保護義務」では、人権条約の監視機関の実行を通じて、自国領域外で活動する自国企業を規律する国家の義務（域外的保護義務）を検討する。その結果、企業の本国は、「国際法に抵触する管轄権の域外適用に該当しない範囲で、自国企業に確実に人権尊重を求める措置をとる『行為の義務』が求められる」という。

第４章「国際人権保障機関による企業の国際人権基準の履行確保」は、企業に国際法上の人権保障義務を直接に課すための試みがなされてきたものの、それが成功したとはいえないこと、他方で、ILO 三者宣言や国連グローバルコンパクトといった非拘束的で、人権促進的な活動が展開されたてきたことが指摘される。そして、企業による人権侵害の防止及び人権の促進のための手段として、モニタリング・アプローチとパートナーシップ・アプローチとがあり、両者は相互補完的であるとされる。

終章「結論と今後の課題」では、それまでの議論を要約するとともに、上記の３つの観点・視点の相互関係について触れ、国家を媒介とした国際的実施の観点（上記の①及び②）を、国際機関が企業に直接的に人権の促進を促す活動という越境的実施の観点（上記の③）が補完するという関係にあることを示唆する。

本論文は、先行研究や関係する国際機関の文書などを渉猟しつつ、上記の３つの観点・視点を分析するものであり、全体として、企業と人権との関係に関する包括的で、最新の知見を含む先端的な研究である。また、その分析の手法は堅実であり、論理展開も着実である。このことは、筆者の高い学問的能力を示すものと認められる。他方、上記３つの観点・視点の総括の仕方は、必ずしも十分ではなく、その分析にはなお検討するべき多くの論点がある。もっとも、筆者もこれを自覚しているから、研究のさらなる発展も期待することができる。

以上のことから、本論文は、筆者が自立した研究者として活動する能力が十分にあることを示すものであり、審査委員全員一致で、博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると結論する。